

裏面白紙

内閣参事 事務官

昭和十九年七月三日

内閣書記官長



内閣 大藏省 陸軍省 海軍省 文部省 厚生省 農林省 軍需省 運輸省
次次次次次次次次
官官官官官官官官
殿殿殿殿殿殿殿殿

(各通)

勅諭 行政查察ノ施行ニ關スル件

第九回行政查察ノ施行ニ付内閣總理大臣ヨリ鈴木行政查察使ニ對シ別紙ノ通訓令相成候條命ニ依リ此段通牒ニ及ビ候

内閣



内閣閣甲第一五〇號

第九回行政查察使鈴木貞一ニ與フル訓令

一 第九回行政查察ハ勤勞ニ關シ之ヲ實施スルモノトス

一 第九回行政查察ハ昭和十九年六月以降ニ於テ之ヲ實施スルモ

ノトス

一 第九回行政查察ハ國內勤勞力及産業施設ヲ最モ有效ニ活用シテ戰時生産力ノ向上ヲ圖ルコトヲ目的トシ左ノ點ニ留意シ必要

ナル行政查察ヲ行フモノトス

イ 勤勞能率ノ向上ニ關スル件

ロ 勤勞動員ニ關スル件

ハ 以上中特ニ國民徵用、女子挺身隊、學徒動員、幹部ノ指揮

態勢等ニ關スル件

ニ 其ノ他勤勞上重要事項

昭和十九年六月十日

内閣總理大臣

東條英機